

第30回障がい者制度改革推進会議議事次第

平成23年2月14日(月) 13:00~17:00
中央合同庁舎第4号館共用220会議室

(開 会)

○議 事

- ・ 障害者基本法の改正について
- ・ その他

(閉 会)

【資料一覧】

資料1 障害者基本法の改正について(案)

参考資料 わかりやすい第二次意見をつくる作業チーム提出資料

委員提出資料

【総則】

障害者基本法の改正について(案)

(下線は改正部分)

※本案は、政府部内で調整中のものである。

| 案 | (参考)現行法 |
|---|---|
| <p>(1) (目的) この法律は、<u>全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすること。</u></p> | <p>(目的) 第一条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。</p> |
| <p>(2) (定義) この法律において、一及び二に掲げる用語の意義は、それぞれ一及び二に定めるところによること。 一 <u>障害者の定義を、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいうものとする。</u> 二 <u>社会的障壁の定義を、障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいうものとする。</u></p> | <p>(定義) 第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。</p> |

| 案 | (参考)現行法 |
|--|---|
| <p>(3) <u>(地域社会における共生等)</u> <u>(1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として計画的に図られなければならないこと。</u> <u>一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</u> <u>二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することができること。</u> <u>三 全て障害者は、可能な限り、情報の取得若しくは利用又は意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されること。</u></p> | <p>(基本的理念) 第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。 2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。</p> |
| <p>(4) <u>(差別の禁止)</u> <u>1 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。</u> <u>2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について合理的な配慮がされなければならないこと。</u> <u>3 国は、1の違反の防止に関する普及啓発を図るため、当該違反の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</u></p> | <p>(基本的理念) 第三条 3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> |

| 案 | (参考)現行法 |
|---|---|
| <p>(5) (国際的協調) <u>(1)に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならないこと。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p>(6) (国及び地方公共団体の責務) <u>国及び地方公共団体は、(3)から(5)までに定める基本原則(以下単に「基本原則」という。)にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を策定し、及び計画的に実施することにより、障害者の福祉を増進する責務を有すること。</u></p> | <p>(国及び地方公共団体の責務) 第四条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。</p> |
| <p>(7) (国民の理解) <u>国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないこと。</u></p> | <p>(国民の理解) 第五条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。</p> |
| <p>(8) (国民の責務) <u>国民は、基本原則にのっとり、(1)に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならないこと。</u></p> | <p>(国民の責務) 第六条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。 2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。</p> |

| 案 | (参考)現行法 |
|---|--|
| <p>(9) (障害者週間)</p> <p>1 国民の間に広く<u>基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設けること。</u></p> <p>2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とすること。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、<u>障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこと。</u></p> | <p>(障害者週間)</p> <p>第七条 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設ける。</p> <p>2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。</p> |
| <p>(10) (施策の基本方針)</p> <p>1 障害者の<u>自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならないこと。</u></p> <p>2 国及び地方公共団体は、<u>障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならないこと。</u></p> | <p>(施策の基本方針)</p> <p>第八条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢及び障害の状態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。</p> <p>2 障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。</p> |

| 案 | (参考)現行法 |
|---|--|
| <p>(11) (障害者基本計画等) 1 政府は、<u>障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策</u>の総合的かつ計画的な推進を図るため、<u>障害者のための施策</u>に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならないこと。 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならないこと。 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならないこと。 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、<u>障害者政策委員会</u>の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、<u>(34)の1の審議会その他の合議制の機関</u>の意見を聴かななければならないこと。</p> | <p>(障害者基本計画等) 第九条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、<u>障害者のための施策</u>に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。</p> |

| 案 | (参考)現行法 |
|--|--|
| <p>6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、(34)の4の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならないこと。</p> <p>7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないこと。</p> <p>8 2又は3の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないこと。</p> <p>9 4及び7の規定は障害者基本計画の変更について、5及び8の規定は都道府県障害者計画の変更について、6及び8の規定は市町村障害者計画の変更について準用すること。</p> | <p>6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。</p> <p>7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。</p> |
| <p>(12) (法制上の措置等) 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならないこと。</p> | <p>(法制上の措置等) 第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。</p> |
| <p>(13) (年次報告) 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならないこと。</p> | <p>(年次報告) 第十一条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。</p> |

【基本的施策】

| 案 | 参考(現行法) |
|---|---|
| <p>(14) (医療、介護等)</p> <p>1 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならないこと。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、<u>医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限り地域社会におけるその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を計画的に講ずるものとするほか、その人権に十分配慮しなければならないこと。</u></p> <p>3 国及び地方公共団体は、1に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならないこと。</p> <p>4 国及び地方公共団体は、障害者が、<u>その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態</u>に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならないこと。</p> <p>5 国及び地方公共団体は、1及び4に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならないこと。</p> <p>6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならないこと。</p> <p>7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならないこと。</p> | <p>第二章 障害者の福祉に関する基本的施策 (医療、介護等)</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。</p> <p>4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。</p> <p>5 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。</p> <p>6 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。</p> |

| 案 | 参考(現行法) |
|---|---|
| <p>(15) <u>(障害者である子ども等への支援)</u> <u>国及び地方公共団体は、障害者である子ども及びその保護者が、可能な限り地域社会におけるその身近な場所において、療育の給付その他の支援が受けられるよう必要な施策を講じなければならないこと。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p>(16) (年金等) 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならないこと。</p> | <p>(年金等) 第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。</p> |
| <p>(17) (教育) 1 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならないこと。 2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究、人材の確保及び資質の向上並びに学校施設の整備を促進しなければならないこと。 3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならないこと。</p> | <p>(教育) 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。 2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。 3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。</p> |

| 案 | 参考(現行法) |
|---|--|
| <p>(18) (職業相談等)</p> <p>1 国及び地方公共団体は、<u>障害者の多様な就業の機会の確保に努める等、その職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて、適切な職業に従事することができるようにするため、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならないこと。</u></p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害者に適した職種及び職域に関する調査及び研究を促進しなければならないこと。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者の地域における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならないこと。</p> | <p>(職業相談等)</p> <p>第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、その障害の状態に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害者に適した職種及び職域に関する調査及び研究を促進しなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者の地域における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。</p> |
| <p>(19) (雇用の促進等)</p> <p>1 国及び地方公共団体は、障害者の雇用を促進するため、<u>障害者の特性を踏まえつつ、優先雇用その他の施策を講じなければならないこと。</u></p> <p>2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の場を与えるとともに、<u>個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならないこと。</u></p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならないこと。</p> | <p>(雇用の促進等)</p> <p>第十六条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用を促進するため、障害者に適した職種又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。</p> <p>2 事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。</p> |

| 案 | 参考(現行法) |
|---|---|
| <p>(20) (住宅の確保) 国及び地方公共団体は、<u>障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるように</u>するため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならないこと。</p> | <p>(住宅の確保) 第十七条 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。</p> |
| <p>(21) (公共的施設のバリアフリー化) 1 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならないこと。 2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならないこと。 3 国及び地方公共団体は、2の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならないこと。 4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならないこと。</p> | <p>(公共的施設のバリアフリー化) 第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。 2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。 3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。 4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。</p> |

| 案 | 参考(現行法) |
|--|---|
| <p>(22) (情報の利用におけるバリアフリー化) 1 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならないこと。 2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態が生じた場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に障害者に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならないこと。 3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならないこと。</p> | <p>(情報の利用におけるバリアフリー化) 第十九条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。 2 国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。 3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。</p> |
| <p>(23) (相談等) 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないこと。</p> | <p>(相談等) 第二十条 国及び地方公共団体は、障害者に関する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。</p> |

| 案 | 参考(現行法) |
|---|--|
| <p>(24) (経済的負担の軽減) 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならないこと。</p> | <p>(経済的負担の軽減) 第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。</p> |
| <p>(25) (文化的諸条件の整備等) 国及び地方公共団体は、<u>障害者が円滑に文化活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならないこと。</u></p> | <p>(文化的諸条件の整備等) 第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。</p> |
| <p>(26) (選挙等における配慮) <u>国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならないこと。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p>(27) (刑事手続における配慮等) <u>国及び地方公共団体は、障害者が刑事事件の捜査若しくは審判又は刑、保護処分その他拘禁の処分の対象となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使することができるようにするため、個々の障害者の特性に応じて必要な意思疎通の手段の確保その他の必要な配慮をするとともに、平素から関係職員に対する研修その他の必要な施策を講じなければならないこと。</u></p> | <p>(新設)</p> |

| 案 | 参考(現行法) |
|---|---|
| <p>(28)</p> <p>(国際協力)</p> <p>国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるように努めるものとする。</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>(29)</p> <p>1 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならないこと。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならないこと。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることにかんがみ、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならないこと。</p> | <p>第三章 障害の予防に関する基本的施策</p> <p>第二十三条 国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることにかんがみ、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。</p> |

| 【推進体制】 | |
|---|--|
| 案 | 参考(現行法) |
| <p>(30) <u>(障害者政策委員会の設置)</u> <u>内閣府に、障害者政策委員会を置くこと。</u></p> | <p>第四章 障害者施策推進協議会 (中央障害者施策推進協議会) 第二十四条 内閣府に、障害者基本計画に関し、第九条第四項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、中央障害者施策推進協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。</p> |
| <p>(31) <u>(障害者政策委員会の所掌事務)</u> <u>1 障害者政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどること。</u> <u>一 障害者基本計画に関し、(11)の4((11)の9において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。</u> <u>二 障害者基本計画に関する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。</u> <u>三 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。</u> <u>2 内閣総理大臣又は関係各大臣は、1の三の規定による勧告に基づき講じた施策について障害者政策委員会に報告しなければならないこと。</u></p> | <p>(新設)</p> |

| 案 | 参考(現行法) |
|--|---|
| <p>(32) (資料の提出要求等)</p> <p>1 障害者政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができること。</p> <p>2 障害者政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、1に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができること。</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>(33) (障害者政策委員会の組織)</p> <p>1 障害者政策委員会は、委員三十人以内で組織すること。</p> <p>2 障害者政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。この場合において、委員の構成については、障害者政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならないこと。</p> <p>3 障害者政策委員会の委員は、非常勤とすること。</p> <p>4 1～3に定めるもののほか、障害者政策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めること。</p> | <p>第二十五条 中央協議会は、委員三十人以内で組織する。</p> <p>2 中央協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、中央協議会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。</p> <p>3 中央協議会の委員は、非常勤とする。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、中央協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。</p> |

| 案 | 参考(現行法) |
|---|--|
| <p>(34) <u>(都道府県等における合議制の機関)</u> 1 都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くこと。 一 都道府県障害者計画に関し、(11)の5((11)の9において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。 2 <u>1の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならないこと。</u> 3 <u>2に定めるもののほか、1の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めること。</u> 4 市町村(指定都市を除く。以下同じ。)は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができること。 一 <u>市町村障害者計画に関し、(11)の6((11)の9において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。</u> 二 <u>当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。</u> 三 <u>当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。</u> 5 2及び3の規定は、4の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。この場合において、3中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。</p> | <p>(地方障害者施策推進協議会) 第二十六条 都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、地方障害者施策推進協議会を置く。 2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 都道府県障害者計画に関し、第九条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。 3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。 4 市町村(指定都市を除く。)は、条例で定めるところにより、地方障害者施策推進協議会を置くことができる。 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により地方障害者施策推進協議会が置かれた場合に準用する。この場合において、第二項中「都道府県に」とあるのは「市町村(指定都市を除く。)に」と、同項第一号中「都道府県障害者計画」とあるのは「市町村障害者計画」と、「第九条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第九条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)」と、第三項中「都道府県」とあるのは「市町村(指定都市を除く。)」と読み替えるものとする。</p> |

わかりやすい第二次意見作業チーム提出資料

障害者制度改革推進のための第二次意見

法律や制度をより良いものにするための第二次意見 わかりやすい版
(案)

1. 障がい者制度改革推進本部・推進会議とは？

「障がい者制度改革推進本部」(つぎからは、「推進本部」といいます)は、総理大臣をトップに、全部の大臣をメンバーとして、内閣(国の行政を行うところ)に平成 21 年(2009 年)12 月につくられました。推進本部の目的は、日本の法律や制度を国連の「障害者の権利条約」の考え方に合わせて変えていき、日本の障害のある人が暮らしやすくすることです。

国連の「障害者の権利条約」とは、障害のある人の権利を守るという国の約束です。障害者の権利条約は、「私たちに関係することを決める時は、必ず私たちの意見を聞いて決めること」(英語でいうと: Nothing about us without us)という考え方にもとづいて、日本人を含む、世界の多くの障害のある人が参加してつくられました。

【写真】国連障害者の権利条約特別委員会の政府代表団に顧問として加わっていた東俊裕障がい者制度改革推進会議担当室室長(右端)

この推進本部が、障害のある人と、家族や支援者など障害のある人を支える人の思いをまとめて、改革を実現するためにつくったのが、「障がい者制度改革推進会議」(つぎからは「推進会議」といいます)です。推進会議には全部で 26 人が参加しています。半分以上は、障害のある人の代表です。例えば、知的障害のある人、精神障害のある人、車椅子を使う人、目が見えない人、手話を使う人、耳が聞こえづらい人などさまざまです。また、推進会議の担当室長にも、障害のある人がなっているのは大切なことです。

推進会議は、平成 22 年(2010 年)の 1 月から 6 月まで、全部で 14 回の会

議を開き、これからの日本の障害のある人に関する「法律や制度をより良いものにする方向性」についての「第一次意見」をまとめました。

【写真】菅直人総理大臣に第一次意見を手渡す小川榮一推進会議議長

さらに推進会議は、平成22年（2010年）6月から12月まで全部で15回の会議を開いて、主に新しい障害者基本法の考え方について第二次意見をまとめました。これは障害者基本法を平成23年（2011年）に見直すと、第一次意見に書かれているためです。

2. 情報バリアフリー・情報支援の大切さ

推進会議には、さまざまな障害のある人がいます。

会議の内容を理解して、自分の考えていることを発言するために、いろいろな支援があります。

たとえば、知的障害のある人には、支援者がついていきます。会議の資料には、ふり仮名がつけられています。また会議の中で、むずかしいことばが使われたり、今、何が話されているかわからないときには、「イエローカード」（下の写真を見てください）を使って、議長に伝えることができます。耳が聞こえなくて、話されていることがわからない人のためには、パソコンを使って、何が話されているかを字幕にする人（筆記者）がついています。

目が見えなくて、耳が聞こえない盲ろう者には、指に点字を打つ通訳者がついています。また、手話通訳者がいます。手話通訳者は、手話ができる人と、手話ができない人がお互いに理解することを手助けしてくれる人です。

こうした、いろいろな障害に応じた対応（「合理的配慮」といいます）は、全員が会議に参加するためには欠かせません。

推進会議の様子は内閣府のホームページ（注）の動画でも見られるようになっています。動画にも字幕と手話があります。是非、ご覧ください。

※パソコンを持っていない、使うことがむずかしい人は、住んでいる街の役所などに相談してみてください。

【写真】 推進会議で土本秋夫構成員がイエローカードを出している様子

(注) 内閣府障害者施策ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

3. 障害者基本法の改正について

1 障害者基本法改正の趣旨・目的（障害者基本法をより良く、新しくするための考え方）

1) 個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築

一人ひとりの個性を認め、障害がある人となない人が分けられない社会をつくりま

2) 障害概念を社会モデルへ転換、基本的人権を確認

障害についての考え方を、障害者が大変な思いをするのは社会に問題があるという考え方（社会モデル）に変えます。また、何が障害のある人の基本的人権かはっきりとさせます。

3) 施策の実施状況を監視する機関の創設

障害のある人に関係する法律や制度をチェックするための機関をつくりま

2 総則関係（全体に関係する考え方）

障害者基本法の改正について、次のことを政府に求めます。

1) 目的（目指すこと）

障害があってもなくても、個性を大切にする社会を目指します。

2) 障害の定義（障害とは何か）

社会モデル（障害者が大変な思いをするのは社会に問題があるという考え）に基づいて、障害を説明します。

3) 基本理念（基本的な考え方）

障害のある人は障害のない人と同じ人権を持っていて、大切な人間と

して認められます。そして、人間らしい生活をする権利があります。

障害のある人は、障害のない人と同じように、地域で生活する権利があります。そのことは、障害者の権利条約にも書かれています。

支援が必要な場合は支援を受けながら、自分で決めて、社会の様々な活動に参加する権利があります。

声を使わないことばである手話や、点字、指点字、触手話、要約筆記、わかりやすいことばなどは必要なコミュニケーションの方法です。これらを使って気持ちや意見を自由に言う権利があります。

4) 差別の禁止（差別を禁止する）

障害を理由とする差別に関係する法律や制度を見直します。

どうことが差別なのか、またどうすれば差別をなくせるかについて情報を集め、誰でも知ることができるようにします。

5) 障害のある女性

障害があることと、女性であることの両方で暮らしづらい思いをしている障害のある女性のことを考え、障害のある女性の権利を守ります。

6) 障害のある子ども

障害のある子どもは、障害のない子どもと同じように、「思ったり、感じていることを表現する権利」などの人権を持っていることを認めます。また、地域の中で、障害のある子どもや、家族に必要な支援をします。

7) 国及び地方公共団体の責務（国と都道府県市町村の責任）

国と地方公共団体（都道府県市町村）は、障害のある人が地域で暮らし、社会の活動に参加するために必要な支援をする責任があります。また、国と地方公共団体は、合理的配慮（本人の障害に応じた対応）がないなど、障害を理由とする差別をなくす責任があります。

8) 国民の理解・責務（みんなが理解することと、みんなの責任）

障害のある人もない人も同じ権利を持っているということを、国民が理解できるようにします。

障害があってもなくても、国民がお互いの権利を大切にするようにします。

会社や職場、学校などに障害のある人の権利を守り、障害のある人が様々な場面で活躍できるよう努力させます。

9) 国際的協調（国を超えた協力）

障害のある人の権利を守るために国を超えて協力します。

10) 障害者週間（障害のある人についての週間）

障害者週間では、障害のある人が弱く守られるべき人ではないことを伝え、障害のある人の社会の活動への参加を進めます。障害者団体など、民間団体に協力してもらいます。

11) 施策の基本方針（障害のある人についての法律や制度が目指す方向）

障害のある人のための法律や制度は、障害のある人の自立と社会参加をむずかしくしている社会の問題をなくすために、つくります。女か男か、何歳か、どんな障害を持っているかに注意して、暮らして困ることがなくなるように支援します。

障害者の権利条約が認めている、障害のある人が、障害のない人と同じように、地域で生活をする権利のために、必要な法律や制度をつくらなければなりません。

障害のある人に関係する法律や制度をつくったり実施する時、障害のある人の意見を大切にします。

12) その他

国や地方公共団体が、障害のある人のために何をしていくのかを書いたもの（障害者基本計画や都道府県市町村障害者計画）をつくるときは、障害のある人が参加します。

障害者基本法に書かれたことを実行するために、差別を禁止する法律

など必要な法律をつくったり、必要な政府のお金（予算）を用意します。

障害のある人の暮らしがどうなっているのかや、障害のある人に関する法律や制度についての報告書を毎年、国会に出します。

2 基本的施策関係（基本的な法律と制度）

次のことを政府に求めます。

1) 地域生活（みんなと一緒にまちでくらす）

地域で暮らす権利を実現するために、親や家族だけにたよらなくても自分が望む必要な支援が受けられるよう法律や制度をつくりまします。障害のある人が施設や病院ではなく、地域で暮らせるように支援を増やします。

支援にお金を一部払う場合でも、家族の収入を含まないで、自分の収入だけに合わせて決めます。

2) 労働と雇用（はたらく）

障害のある人は労働者としての権利が守られ、はたらく場で必要な支援や合理的配慮（本人の障害に応じた対応）を受けながら、暮らせるだけの給料がもらって働けるように法律や制度をつくりまします。

障害のある人がさまざまな仕事をできるように法律や制度をつくりまします。

法律で決められている障害のある人を雇う義務を、身体障害と知的障害以外の障害にも広げるための法律や制度をつくりまします。

3) 教育（学校と勉強）

障害のある子どももいない子どももいっしょに勉強する制度（インクルーシブ教育制度）をつくりまします。

どの学校、学級で勉強するかを決める時に、本人や保護者の気持ちに従います。

障害のある子ども一人ひとりに必要な支援や、合理的配慮（本人の障害に応じた対応）を提供するための法律や制度をつくりまします。

4) 健康、医療（健康と病院）

障害のある人の権利を守って、必要な病院に行けたり、医者に診てもらえるように法律や制度をつくります。

身近な場所で必要な時に病院に行ったり、医者に診てもらえたり、支援が受けられるようにする法律や制度をつくります。

難病（治すのがむずかしい特別な病気）の調査や研究を進めます。

5) 障害の原因の予防（障害の原因となることをなくす）

障害が悪いことだと感じられる言い方や書き方はしません。

障害の原因をなくすことは、みんなの健康を守るための法律や制度の一部として行います。

6) 精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保（精神障害のある人が地域で暮らせるようにして、望まないのに入院させられることがないようにする）

地域で受け入れる支援がないために、精神障害のある人が必要もないのに精神病院に入院していること（社会的入院）を、支援を増やすことによってなくし、地域で自立した生活ができるようにする法律や制度をつくります。

本人が望まない医療を受けさせるときでも、本人の権利が守られる制度をつくります。

7) 相談等（困ったときに、相談できる）

障害のある人がそれぞれわかりやすい方法で、身近なところで、困ったことや心配ごとを相談できるように、法律や制度をつくります。

障害のある人や家族などに研修をして、障害のある人や家族などが相談を受けられる制度をつくります。

8) 住宅（住むところ）

障害のある人が施設・病院や親・家族から離れて、自分で選んだ地域での生活をするために、住宅（住むところ）が見つかるようする法律や

制度をつくります。

9) ユニバーサルデザインと技術開発（すべての人に使いやすく、わかりやすくする）

様々な道具や建物・設備、サービスが、障害のある人を含めてすべての人に使いやすく、わかりやすくしていくことがユニバーサルデザインです。すべての法律や制度に、ユニバーサルデザインの考え方を入れるようにします。

障害のある人を支える道具や機械をもっといいものにするために、法律や制度をつくります。

10) 公共的施設のバリアフリー化と交通・移動の確保（みんなが使う建物と乗り物をバリアフリーにする）

都会でも地方でも、みんなが使う建物や交通機関をバリアフリーにすることが必要です。

障害のある人が建物や交通機関を使うとき、合理的配慮が受けられるよう法律や制度をつくります。

11) 情報アクセスと言語・コミュニケーション保障（情報を得ることと、ことば、コミュニケーション〔気持ちを伝えること〕の方法が用意されること）

障害のある人が、情報を知り、理解するためには、手話や、点字、指点字、触手話、要約筆記、わかりやすいことばなど、様々な方法が必要です。こうした支援や方法が利用できるように、法律や制度をつくります。

特に、地震や津波、台風、洪水などの災害が起きたときには、障害のある人に情報が伝わるように、法律や制度をつくります。

12) 文化・スポーツ（文化とスポーツ）

障害のある人が文化（テレビ、映画、本、美術、音楽、ダンスなど）やスポーツを楽しんだり、参加したりできるように、法律や制度をつく

ります。

13) 所得保障（暮らすためのお金）

障害のある人が地域で生活できるように年金や手当を増やし、障害があることで支払わなければならないお金は少なくなるように、法律や制度をつくりま

14) 政治参加（投票したり、立候補する）

障害のある人が、障害のない人と同じように投票したり、立候補するために、必要な支援や配慮が受けられるよう、法律や制度をつくりま

選挙の時に、障害のある人に必要な情報が伝わり、投票できるような法律や制度をつくりま

15) 司法手続（裁判と捜査、刑務所）

障害のある人が逮捕されたり、裁判に出たりするときに、必要な情報を知らされ、必要なことを言えるようなコミュニケーションの方法（手話や、点字、指点字、触手話、要約筆記、わかりやすいことばなど）が用意されるよう、法律や制度をつくりま

また、警察官や刑務官（刑務所ではたらく人）などが障害のある人のことを理解できるように、研修を行うための法律や制度をつくりま

16) 国際協力（国を超える助け合い）

国は、外国の障害のある人のために、外国の政府や国際機関、様々な民間団体と協力するための法律や制度をつくりま

障害のある人たちに関係することを含め、様々な国際協力活動に障害のある人が参加できるよう、合理的配慮を用意し、バリアフリー化を進めなければなりません。

4. 推進体制（障害のある人のための法律や制度をより良くするための仕組み）

中央障害者施策推進協議会と推進会議を合わせて、新しい審議会を内閣府につくりま

この新しい審議会は、障害者基本計画や障害のある人に関する制度や法律について調べたり、話し合います。また、どのように法律や制度が実施されているか、チェックするのも仕事です。審議会の質問や注意に役所は必ず返事をしなければなりません。

新しい審議会は、集中して改革するための期間が終わる、平成26年（2014年）終わりまでは、制度改革についても調べたり、話し合います。

新しい審議会は仕事をするために、他の役所や団体に協力を求めることができるようにします。手話や、点字、指点字、触手話、要約筆記、わかりやすいことばなど、必要な情報を知ることができるようにするなど、審議会の委員が仕事をしっかりとできるようにします。

都道府県市町村の審議会は、委員の半分以上は障害のある人とし、障害のある人に関して都道府県市町村が行うことをチェックすることも仕事として追加します。

「障害」の表記（「障害」をどのように書くか）

「障害」を、どのように書くかについて、いろいろな意見があります。法律では当分の間、「障害」と書き、集中して改革するための期間が終わる、平成26年（2014年）終わりまでにどうするか決めます。

2009. 4. 15

障害者基本法の改正に関する 日本障害フォーラム（JDF）の見解（抜粋）

1. 障害者権利条約の批准にあたって

「障害者権利条約」は、2007年9月28日に日本政府が署名し、現在、批准に向けて、障害者及びその関係者をはじめとして、国民的な規模で、議論が行われているところである。

日本障害フォーラム（以下「JDF」という。）では、「障害者権利条約」の実現に向けて、2002年の第1回国連特別委員会からNGO代表団を延べ約200人送るとともに、国内においては、政府との継続的な意見交換、また超党派による「国連障害者の権利条約推進議員連盟」と、同条約制定に向けて協力をしてきたところである。これら一連のJDFの行動は、障害者の人権の保障と尊厳の尊重並びに障害者差別禁止法の制定を目指したものである。

JDFは、「障害者権利条約」の署名後も、その批准に向け、政府と度重なる意見交換会を行うとともに、各地域において地域フォーラム等を開催し、広く啓発活動を行ってきた。

一方、国内においては、千葉県「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」や北海道「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」の制定をみた。

「障害者権利条約」の理念は、その前文に述べられているように「すべての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者がすべての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障すること」にあり、すなわち、“障害者は権利の主体であること”、そして“障害者に対する差別は禁止されなければならないこと”の2点に、その基本理念が集約されていると考えられる。

現在、「障害者基本法」が施行後5年の見直しを迎え、政府は、同法の改正に併せ、「障害者権利条約」の批准を進めていると考えられる。JDFは、一日も早い「障害者権利条約」批准を願っている。ただし、批准に関しては、同条約の規定と国内障害者関連法制等との整合性に配慮しつつ、障害当事者をはじめとして、国民の意見を充分に取り入れ慎重に検討していくことを望むところである。

そして、この立場からいえば、「障害者基本法」改正に臨む基本的視点は、“障害者を権利の主体と位置づけ、施策の客体に限定しないこと”並びに“障害者の差別を禁止する法的整備を行うこと”等にあると考えられる。

従って、まず“障害者を権利の主体と位置づける”という基本理念の視点から、「障害者基本法」の全文の見直しを行うべきである。

“障害者の差別を禁止する法的整備”に関しては、今回の「障害者基本法」の改正とは別途、十分な検討を経て行うべきと考えるが、今回の「障害者基本法」の改正の際には、法律創設を担保する規

定を明記するべきである。

なお、各種の障害者関連法制等は、「障害者基本法」の改正と併行して、引き続き整備を行っていく必要がある。

JDF は、「障害者基本法」の改正のみを、「障害者権利条約」の批准の条件であるとは考えない。ただし「障害者基本法」の改正は、条約の精神や内容を十分に踏まえて行うとともに、条約批准の主要要件のひとつとすべきである。

このような経過を経て、JDF は「障害者権利条約」の批准の実現を願うものである。

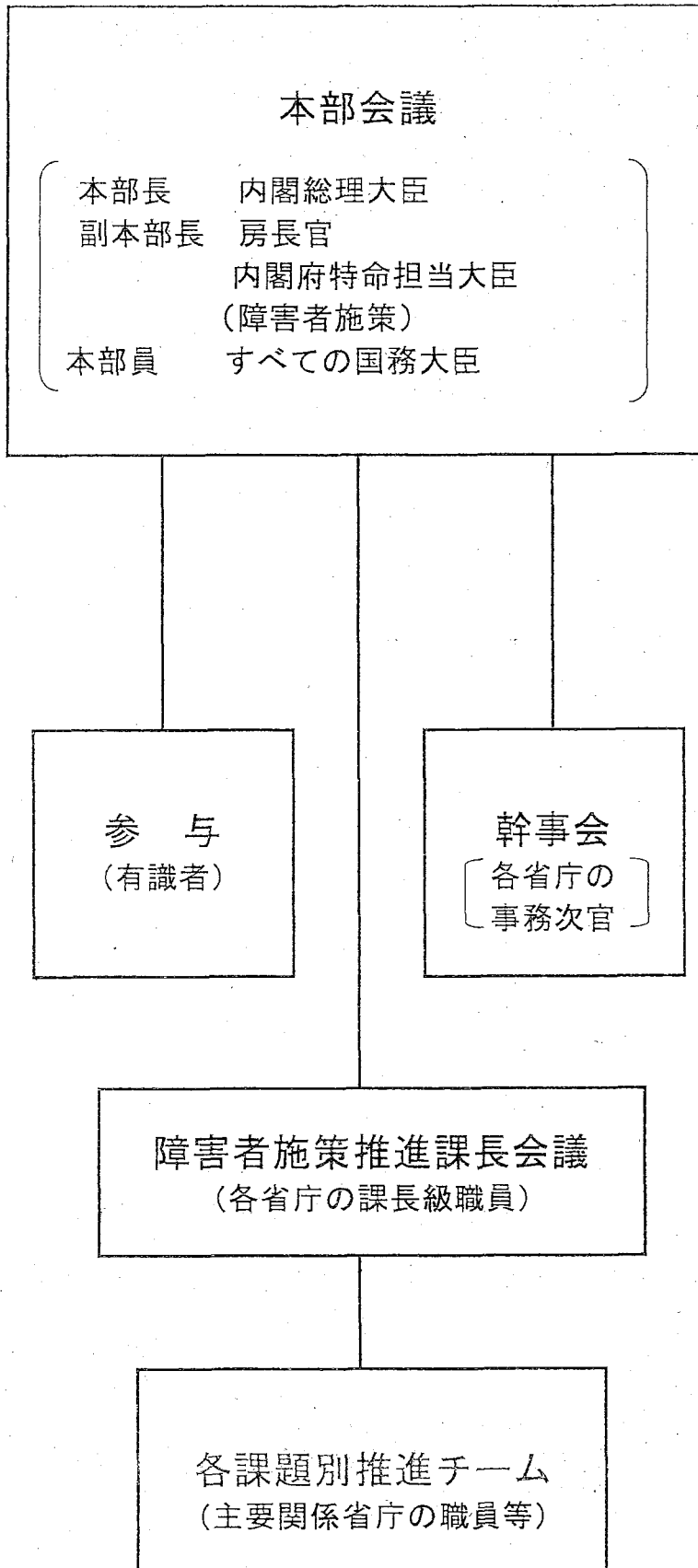
以上

障害者基本法改正の基本方針（視点）

1. 障害者基本法の改正のみを、障害者権利条約の批准の条件としないこと。ただし、基本法の改正は、条約の精神や内容を十分に踏まえて行うとともに、条約批准の主要要件のひとつとすること。
2. 障害者基本法の改正とは別に、障害者差別禁止法（仮称）を創設すること。
3. 障害者差別禁止法（仮称）の創設時期は、障害者基本法の改正後 3 年以内とし、障害者基本法改正の条文として明文化すること。
4. 障害者基本法の主な改正事項
 - (1) 障害者を「権利の主体」に位置づけた規定とし、「施策の客体」に限定しないこと。
 - (2) 障害者差別禁止法制への道筋となる規定を設け、担保すること
 - (3) 障害者基本法で改正する事項と、障害者差別禁止法（仮称）に規定する事項を分けること。
 - (4) 虐待防止については、障害者基本法の中に差別禁止と同様に規定すること。
 - (5) 第 2 条の定義は、障害者権利条約の規定を考慮し、障害が態度及び環境の障壁との相互作用から生じるという観点を含めること。
 - (6) 差別の定義を明確にすること。
 - ・直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如、差別の積極的是正措置等に言及。
 - (7) 監視機関（モニタリング）は計画策定機関（中障協）と、分離して設置し、障害者基本法の中に規定すること。
 - (8) 救済機関と監視機関（モニタリング）は分離し、救済機関については、障害者差別禁止法（仮称）の中に規定すること。
 - (9) 障害者基本法に規定されていない事項について、規定を追加し整理すること。
 - (10) 同法で規定されている事項で適切でないものは明確にすること。
 - ・障害者の福祉に関する施策→障害者に関する施策へ訂正など
 - (11) その他

以上

障害者施策推進本部の組織



出典 内閣府：<http://www8.cao.go.jp/shougai/honbu/taisei.html>

障害者施策推進課長会議の設置について

平成16年3月29日 本部長決定
平成16年4月1日 一部改正
平成17年10月1日 一部改正
平成19年3月23日 一部改正
平成19年5月22日 一部改正
平成19年7月1日 一部改正
平成20年8月1日 一部改正

- 1 障害者基本計画に沿った障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、障害者施策推進本部に障害者施策推進課長会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
- 2 推進会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- 3 推進会議に、総合的に対応すべき重点課題を効果的に推進するため、内閣府及び当該課題の主要関係省庁の職員並びに有識者により構成される課題別推進チームを設けることができる。
- 4 推進会議の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

○議長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（障害者施策担当）

○構成員

警察庁長官官房総務課企画官

金融庁総務企画局政策課長

総務省大臣官房企画課長

法務省人権擁護局人権啓発課長

外務省総合外交政策局人権人道課長

財務省大臣官房企画官

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長

農林水産省経営局人材育成課長

経済産業省経済産業政策局参事官（産業人材政策担当）

国土交通省総合政策局安心生活政策課長

環境省大臣官房総務課長

防衛省大臣官房文書課長

出典：内閣府：http://www8.cao.go.jp/shougai/honbu/secchi_h16.html

障害者施策の在り方についての検討結果について（抜粋）

平成20年12月26日

障害者施策推進課長会議

平成16年6月に障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年法律第80号)が公布され、同法附則第3条においては、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、障害者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されたところである。

平成21年6月には、上記改正後5年となることから、障害者施策推進本部の下に設置された当会議においては、本年6月から、この規定を踏まえ、

- ①これまでの障害者施策が障害者基本法の趣旨及び規定どおりに実施されてきたか。特に、障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)及び重点施策実施5か年計画(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づく施策は計画どおり実施されてきたか。
- ②施策の実施状況を踏まえ、障害者施策にはどのような課題があるか。また、どのような措置が必要となるか。
- ③障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に際して、障害者基本法に関しどのような措置が必要となるか。

の各視点から検討を行ってきた。これらの検討に当たっては、障害のある人又はその御家族等延べ46の個人及び団体からの意見聴取を行うとともに、中央障害者施策推進協議会及び障害者施策推進本部参与会において御議論をいただいた。

以下は、当会議における検討の結果を取りまとめたものである。

1. 障害者基本法の実施状況等

障害者基本法の実施状況等については資料1のとおりであり、我が国の障害者施策は、以下のとおり、法制面、予算面での各種取組等を通じて、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて着実に推進されてきている。

今後とも、障害者基本計画及び新たな重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)等に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする。(中略)

3. 障害者権利条約の締結に際し必要と考えられる障害者基本法の改正事項

平成19年12月に策定された新たな重点施策実施5か年計画においては、「障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図る」こととしている。

障害者権利条約においては、障害を理由とする差別の定義として「合理的配慮の否定」という新たな概念を含むことが規定されるとともに、障害のある人等の関与・参加の下、条約の実施の促進、保護、監視を行う枠組み等を設けることを求めている。

一方、障害者基本法においては、障害を理由とする差別の禁止に係る基本的理念、国・地方公共団体及び国民の責務等が規定されている。

当会議においては、障害者権利条約の締結に際し、障害者基本法について、どのような措置が必要となるか検討し、その結果、同条約の締結に際し必要と考えられる改正事項を以下のとおり整理した。

- (1) 差別の定義を新たに設け、差別について典型的に記載する。
- (2) (1)の定義においては、「合理的配慮の否定」が差別に含まれることを明記する。
- (3) 基本的理念として規定された差別の禁止について、(2)を踏まえたものとする。
- (4) 国及び地方公共団体の責務として規定された差別の防止について、(2)を踏まえたものとする。
- (5) 国民の理解のために、(1)及び(2)において定義された差別に該当するおそれのある事例を国が収集し、公表することとする。
- (6) 国民の責務における差別防止の努力について、(2)を踏まえたものとする。
- (7) 中央障害者施策推進協議会について、障害者基本計画の作成及び変更の際の意見聴取に加えて、障害者施策に関する調査審議、意見具申及び施策の実施状況の監視等の所掌事務を追加する。
- (8) 中央障害者施策推進協議会について、関係行政機関に対する資料提出等の協力の要請ができることとする。

なお、障害のある人等からの意見聴取において、障害者基本法の改正に関し、下表3に掲げる御意見をいただいている。これらの意見の中には、障害者権利条約の締結に当たって必要と考えられる改正事項(上述の(1)～(8))には該当しないものも含まれている。

(中略)

表3 障害者基本法に係る障害のある人等からの意見

| | |
|--------------------|---|
| 障害者の定義 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約の規定を十分に考慮し、障害がすべての種類の機能障害に関連するもので、態度及び環境の障壁との相互作用から生じるという観点を含めること。 ・発達障害を明確に位置付けること。 |
| 差別の定義 | <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮について、あらゆる分野に関わる重要な概念として、明確な定義づけを行うこと。 |
| 基本的理念 | <ul style="list-style-type: none"> ・「すべて障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」(第3条第2項)は恩恵的な規定であるので、「あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければならない」と変更すること。 ・障害者の差別禁止については、障害者基本法の差別禁止条項の見直しに留まらず、裁判規範性を持つ独立した「障害者差別禁止法」を制定すること。 |
| 国及び地方公共団体の責務、国民の責務 | <ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体の責務として、事業者が合理的配慮を実施することができるための財政的支援を含む必要な措置を行うことを明記すること。 ・事業者の責務として、合理的配慮の提供を含む必要な施策、支援を義務付ける規定を明記すること。 |
| 施策の基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・第8条第2項の「可能な限り」を削除し、原則として、地域生活を送るに当たって必要なサービスや支援を受けることができるようにすること。 |
| 医療・介護等 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活を希望する場合には、それに必要なホームヘルプサービスがきちんと利用できるように、支給決定とサービス提供基盤の両面で条件整備を行うことを明記すること。 ・本人の意向に反して、ケアホームや入所施設などの特定の生活様式を強いられることがないようにすることを明記すること。 |
| 職業相談、雇用の促進等 | <ul style="list-style-type: none"> ・雇用に関するすべての事項に関する差別の禁止と、苦情手続等による権利保護に関する措置の必要性を明記すること。 ・作業所や授産施設等から一般雇用への移行を図るための適切な措置の必要性を明記すること。 ・小規模作業所に対する支援について規定すること。 |
| 情報の利用におけるバリアフリー化 | <ul style="list-style-type: none"> ・手話を言語として位置付け、言語的な処遇を行うこと。 |
| 相談等 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約ではすべての障害者に法的能力を認めることとなっていることを踏まえ、成年後見制度に係る規定(第20条)を削除すること。 ・差別等を具体的に救済する独立した人権救済機関の設置について明記すること。 |
| 障害の予防 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害はあってはならず、治療しなければならないものという障害観が色濃く反映されているので、「障害の予防に関する基本的施策」(第3章標題)、「早期発見及び早期治療」(第23条第2項)を削除等すること。 |
| 障害者施策推進協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施策推進協議会の位置付けと役割、当事者参画について、障害者権利条約上の独立した仕組みによるモニタリングの役割を担うため、特別の機関を内閣府に設置すること。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施策の策定とその評価は、一般国民の生活実態との比較が可能となる障害者の生活実態調査を踏まえて行われるものとするを明記すること。 |

以上の検討結果を踏まえ、当会議としては、障害者基本法について、障害者権利条約の早期締結に向け、3.(1)から(8)までに掲げる改正事項を盛り込むことが適当と考える。

障害者基本法は、これまで議員立法によって制定・改正がなされてきたところであり、今後、国会における障害者基本法の見直しに向けた議論を注視しつつ、必要な協力を行っていくこととする。

2010年12月 日

障害者制度改革推進会議 総合福祉部会 部会長 佐藤 久夫 殿

特定非営利活動法人全国薬物依存症者家族連合会 理事長 林 隆雄

日本ダルク代表 近藤恒夫

第45回衆議院選挙で新政権が誕生し、平成21年12月8日に閣議決定され発足した障害者制度改革推進会議の中で、薬物やアルコールをはじめとする、いわゆる「依存症」について、議論がされることを強く願ってきました。

なぜならば、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の第五条で、「依存症」が精神障害者であることは明記されているからです。しかしながら、「当事者」が委員として招致されるどころか、議論にすら上がっていないのが現状です。

このことに、私ども特定非営利活動法人全国薬物依存症者家族連合会は、強い危機感を感じております。依存症者の中には、精神保健福祉手帳所持者であり、障害年金を受給し、自立支援医療の対象者となっている人も、少なくありません。にもかかわらず、現行の自立支援法下で、依存症者が使えるサービスが皆無といっても過言ではありません。

「薬物に依存しない生き方」を学び、実践しなければ、社会の中で生きていくことができません。

そこで、我々は以下の事項について、障害者制度改革推進会議において時宜に即した適切な議論を行うよう、強く要望します。なお、時間をかけて論議すべき事項については後日要望させていただきます。

- 1 24時間の共同生活が実施できるような施策の議論
- 2 全国に存在する民間の依存症者施設の実態調査
- 3 薬物使用者（薬物未使用歴の長い）がスタッフとして常駐できる施策の議論
- 4 依存症者に対する偏見や差別を払拭するための啓蒙啓発
- 5 家族会活動への助成
- 6 生活保護法との関係に関する議論
- 7 予防(未成年者・家族)、治療(依存症者・その家族の生活)、社会復帰、各段階のプログラムの議論
- 8 依存症者及び薬物に起因する犯罪者に対する回復医療を含めた適切な刑法上の処置と、刑罰によらない人間回復支援の議論
- 9 医療・司法・地域社会を結ぶ依存症回復施設の議論

問い合わせ先

全国薬物依存症者家族連合会

TEL 0285-30-3313 FAX 0285-30-3314

担当 ; 米澤大

TEL 077-527-9788 FAX077-527-9789

携帯電話 090-3162-6231

E-MAIL d_yonezawa@aja.or.jp

私どもの法人では、全国の薬物依存症者のいる家族支援を中心にしていますが、同時に薬物依存症者社会復帰施設の支援もしています。参考HP (<http://www.yakkaren.com/>) 薬物依存症者の回復のためには、治療共同体（仲間）が必要であると考えています。そのために、家族とともに家庭で回復していくのではなく、依存症当事者は、これまでとは違った地域、環境の中で生活し、人間性を回復し、社会生活可能な状態にまで回復していくことが重要であると考えております。

入寮している者の一部は、遠く離れて生活している家族が金銭的な支援を受け、寝食可能な状態で回復プログラムに取り組める状態にあります。

しかしながら、多くの入寮者は生活保護受給者であり、かろうじて寝食は可能であっても、満足のいく回復プログラムに参加することができません。そこで、公的な資金を得ようとするのですが、現行の障害者自立支援法の中には、依存症当事者が利用できる制度すらないのが現状です。

- ① 依存症の特徴から、24時間の見守りが必要であることがあげられます。つぎはぎで制度を利用し、グループホームと日中活動の場を利用している施設もありますが、かなり現状とかけ離れているのが実態です。
- ② 施設長やスタッフも含めて当事者であることがあります。サービス管理責任者の要件を満たすことはもちろん、複雑な福祉制度についても理解できない部分が多いのです。
- ③ 前述のように「これまでとは違った地域での回復」をしていくために、新たに住民票を持つこととなります。そこで、生活保護の申請や自立支援給付を申請することで、施設のある自治体の負担となっています。滋賀県では「滋賀型地域活動支援センター」、鳥取県では「薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業」など、単独予算で支援してくれている自治体もあります。しかしながら、残念なことにすべての自治体で実施されているわけではありません。また、地域間での格差が大きく生じているということも実情です。

このような中で、現在皆様を中心となって進めていただいている推進会議並びに総合福祉部会の中で、全国の依存症者の社会復帰に向けた取り組みを、もう一度見直し、なんらかの手立てをしていただけることを、切に願っております。

◆依存症とは？

飲みすぎ、食べ過ぎ、買い物しすぎ、働きすぎなど、個人の心身の健康・生活を脅かすような、自己破壊的な習慣にふけることをアディクション（嗜癖）と言います。

アルコール・薬物依存・ギャンブル癖、摂食障害、盗癖、買い物中毒、ワーカーホリック、女性や子供等の弱者への暴力などは、すべてアディクションの病、依存症です。

◆薬物依存とは？

身体依存と精神依存がある。身体依存とは、薬物摂取の繰り返しの結果、切れると離脱症状（禁断症状）が出てくる状態。精神依存とは、「欲しい」という渴望に抗しきれずに、使用に対する自己コントロールを失った状態。身体依存が薬物依存の本体と思われがちですが、薬物の中には身体依存を引き起こさないものがあり、その典型が覚醒剤です。従って、薬物依存とは本質的に精神依存をさす。

薬物によって興奮作用、抑制作用、幻覚作用等与える作用は異なるが、共通して中脳にあるA10神経系の異常を引き起こす。A10神経は、努力して目的が達成されると「至上の喜び」を体験させてくれる重要な神経系で、薬物を体に入れると、努力なしに、いきなり、「至上の喜び」を体験させてくれるため、渴望から逃れられなくなり精神依存状態をつくる。この神経系異常は、半永久的に持続する可能性があると言われている。

これらの依存症は慢性の病気であり、完全に治癒する事はありませんが、回復し健全な生活を取り戻すことはできます。依存症から回復しつつある人たちが、まだ苦しんでいる依存症者たちの回復を援助し、社会復帰を手助けする民間のリハビリテーション施設が各地に出来ています。

◆マック・ダルクとは？

私たちが暮らす現代社会はアルコールやその他の薬物が急速に広がっています。特に若い人たちはこれらのアルコール、薬物に接する機会が多いため、依存症に陥るケースも増え、家庭や、学校、地域社会で大きな問題となっています。しかしこのように増えつつあるアルコール・薬物依存の対策となるときわめて乏しいのが現状です。

アルコール、薬物依存症者とその家族にとって、今切実に求められているのは、この病気からの回復者、と専門家、市民が協力し合って設立された治療・リハビリテーション施設であるマック・ダルクです。

マック・ダルクでは、アルコール・薬物依存者が依存性の薬物から心身共に解放されることを、一人の人間として成長することを目指しています。

◆ダルクとは？

日本の薬物依存症者の回復を支援する

DARC (DrugAddiction Rehabilitation Center) =通称ダルクは、1985年近藤恒夫らによって東京都荒川区日暮里の古い一軒家を借りて始められた。薬物依存からの回復を願う者

たちの共同生活が原点である。

「薬物依存症は病気なのである」病気である以上、一度薬物依存症になった人間がそこから立ち直ることは決して不可能ではない。

「ダルクとは毎日グループセラピーを行っている薬物依存から回復したいという仲間の集まる場である。ダルクの目的は薬物を止めたい仲間の手助けをすることだけである。どんな薬物依存者でもプログラムに従って徹底的にやれば必ず回復するという希望のメッセージである。ダルクで回復している仲間が証明している。このプログラムは薬物依存者が社会の有用な一員として歩む時出会うであろう、さまざまな困難を乗り越えるための道案内である」。なお、ミーティングで仲間からの話は外部に対して秘密とする」と記されており、当事者としての「経験を分かち合う自助グループスタイルを用いた活動で、活動開始当初から当事者どうし支援のみがダルクの目的である。

当事者による相互援助的関係の運動体である。ともに薬物依存経験者であるという当事者である。いま現に薬物から回復しようとする人と、すでに回復経験のある人がそれを手助けしようとする人であるということ。

「スタッフは当事者であるから共感できる」「次の人たちの役に立てるようになるとその人はもう再発しない。何故なら役に立つということで自己評価が上がるから」経験を生かして次の人を支援する事が援助者である当事者の回復を強める。

このように始められた薬物依存症の当事者自身による支援活動である「ダルク」であるが開始から25年を経て現在42団体68施設まで増え全国展開されている。伸びた背景として

- (ア) 従来の薬物政策に縛られなかった。
- (イ) 当事者活動であることを前面に打ち出したこと。
- (ウ) 公的助成を受けられない半面医療や司法の補完的役割をとらずにすんだ。
- (エ) あいまいな組織ゆえに位置づけされにくく、活動の制約がすくなかった。

◆精神保健福祉法

精神保健福祉法の第五条に「精神障害者」の定義として「・・・精神作用物質による急性中毒、またはその依存症・・・を有するもの」と謳われているとおり、薬物依存症者を「精神障害者」と定めています。それまで精神医療・福祉行政の中であいまいであった依存症を医療を必要とする「傷病者」とすると同時に、福祉を必要とする「障害者」として医療・福祉の援助対象として明確に位置付けた。しかし薬物依存症を「病気」と認め障害者として対応する取り組みは、司法、医療・福祉いずれの場でも不十分です。

薬物依存はWHO（世界保健機関）により世界共通概念として定義づけられている。薬物の乱用繰り返しの結果として生じた脳の慢性的異常状態で、使用を止めようと思っても、渴望を自己コントロールできず薬物を乱用してしまう状態。

◆障害者自立支援法では新たな困難が

いくつかのダルクが NPO 資格をとり障害者自立支援法のグループホーム等の対象施設になっていますが、日割り計算による給付費の支給が施設運営を困難にし、障害者認定から排除される薬物依存症者も多数存在します。また、障害者自立支援法や医療法に持ちづく医療計画の中で、精神病院の病床削減が進められ、ますます薬物依存症者の受け入れ態勢は狭まってきています。一方、うつ病や薬物後遺症等の治療に対しても過大な処方箋投与が行われ、刑務所内での多大な処方薬投与がなされ、処方薬依存が増大しています。病院から追い出されていき場を失い、入所者の40%が処方薬依存という事態が各地のダルクで起こっています。障害者自立支援法を廃止し、それに代わる新法制定の運動が高まっています。その際、薬物依存症の特性とその家族の実態を踏まえた制度をつくっていくことが必要です。

◆ダルクの意義

[社会的意義]ダルクは当事者によって運営される NGO(非政府組織)であり日本に於いて薬物依存を専門とした回復施設としてパイオニア的役割を担っていること、従来一般市民にはなじみの薄かった薬物という問題を出版物、フォーラム、マスメディアなどを通して身近な問題として啓発を行っていること、依存症者がその依存症者によって引き起こされるであろう社会的損失(医療費、裁判費用、受刑コスト、労働力の損失)を軽減していることなどがあげられる。特に注目すべきことは、ダルクのプログラムが単に薬物の使用を止めることを目標としておらず、人間性の回復を目指している点である。それによってアディクション(依存)の世代間連鎖を防ぐことによる社会的損失の防止として長期的にその効果が期待できるのである。この点に於いて、従来の管理型の強制弾薬を主とした医療や、懲罰による抑制効果の短期的効果とは大きく視点が異なっているといえる。

[医学的意義]としては、薬物依存の治療的共同体としての実験的試みとして、極めて古典的であったそれまでの薬物依存の治療概念を近代化させたこと、とくに薬物リハビリテーション概念への注目を高め薬物依存に対する精神医療の治療限界を提示すると同時に、回復支援という医療サポートのあり方を提示してきたこと、フォーラムなどの活動を通して薬物依存のみならずアディクション問題の情報拠点としての役割を担い、その活動を契機に地方にさまざまなアディクションからの回復を目指すセルフ・グループが誕生する原動力になってきたこと、相談窓口が開かれたことによって初期段階での医療が可能になったこと、日本ではほとんど注目されなかった回復者カウンセラーの社会資源としての価値を認知させてきたことなどがあげられる。

[司法的意義]としては2006年監獄法が改正され、刑務所内での薬物依存離脱指導に於いて当事者が果たす役割に高い評価を与えている。薬物事犯の弁護士支援として裁判での情状証人として意見を述べたり、出所後にダルクが受け皿となることで再犯の防止を支援する

ケアプログラムとして機能している。また薬物依存症者が回復する事によって薬物の需要(売人)と供給(薬物使用)は減少するため、薬物問題の抑制とという役割を果たしている。

[福祉的意義]としては従来ほとんど未整備であった薬物依存者の社会復帰に寄与していること、行政機関の精神保健相談に於いて敬遠されてきた薬物問題について直接的な支援を行い相談機能を向上させてきたことなどがあげられる。また薬物問題の社会資源ネットワークが整備されていない現状に於いてダルクの持つ人脈と経験の蓄積へのニーズが高まっている。

[教育的意義]としては先述した学校における予防教育への寄与と、教員への講演活動を通じた啓発があげられる。本来、予防機関ではないダルクに講演依頼が殺到すること自体がこれらの問題についての社会資源の貧困を象徴しているわけであるが、教育現場に薬物問題の新しい視点を持ち込んだことは、長期的視点から考えると教育会とダルクの双方にとって有益な事であると思われる。

◆ダルクの今後の課題

- ①各施設の財政は多くの苦難を抱えていること。
- ②入寮費の家族負担が大きいこと。
- ③生活保護の需給者が 65.2%がと高く、生活保護支給額も低レベルに抑えられており、ダルク・NA(自助グループ)の活動が公的に評価されていないこと。
- ④スタッフの養成は重要課題で、研修プログラムや体制・財政を含めて確立すべきである事。
- ⑤ダルクのもつネットワークは偏りが大きく、回復施設としての認知を関係機関に衆知し有効な連携を図ること。

これらの問題以外にも、薬物依存の問題を持つ者に厳しい社会の「偏見」の払拭と、薬物依存にほかの精神障害を合併した重複障害ケースの対応、未成年者特に義務教育中の薬物依存症者への対応、薬物依存を抱える家族の回復支援体制の確立など様々な問題が累積されているのが現状である。

これらに問題の中にはダルク自身の問題だけでは解決できないものも多く、さらに広い領域からの支援と知恵が必要であろう。依存症が精神保健福祉の対象になっているにもかかわらず薬物依存症を「病気」と認め障害者として対応する取り組みは、司法・医療・福祉いずれの場でも不十分です。アディクションの回復支援に携わる現場から見れば、さらに推し進めて従来の精神保健福祉の考えにとらわれることなく、回復モデルを主軸としたアディクション(病的依存)という枠から独立したものとしていく必要性を感じている。回復支援の最前線の現場に身を置くものと施政者の温度差は小さくないし、その差を埋めていくことは容易ではないだろう。それであっても毎日どこかのダルクにたどり着いてくる新

しい仲間のために、回復の道を広げていく努力を少しずつ積み重ねていくしかないのである。その積み重ねによってさらに時代のニーズに近い医療・福祉が実現していくことを期待している。

新聞記事より

薬物依存 矯正施設より長期の治療を

朝日新聞(2009年10月22日) 松元俊彦 国立精神神経センター精神保健研究室長

国内の支援状況をみると民間の薬物依存症回復施設「ダルク」等が活動する一方、医療は遅れている。専門病院は10に満たない。薬物依存は犯罪だという医師側の偏見もいまだに根強い。薬物依存の再犯率が高いのは治療サービスを十分に提供できていない、国側の責任にもある。依存症治療は「貯金のできない治療」とも呼ばれ、継続的な治療が必要だ。数少ない専門病院に入院しても自宅から遠ければ、退院後の通院も難しい。だからこそ、治療を行う医療機関や専門家はもっと地域で身近な存在とならなければならない。

薬物使用 刑事的悪か公衆衛生的悪か

朝日新聞(2009年11月5日) 佐藤哲彦 熊本大教授(社会学)

9月下旬、ベルギーで開かれた欧州連合(EU)の委員会主催の薬物政策に関する研究学会に参加した。薬物政策という言葉は日本ではなじみがないが、薬物や薬物使用者の処遇に関する政策を意味し、国際的には刑事政策や保健医療政策にかかわる社会政策の一つである。欧州ではヨーロッパ・アプローチと呼ばれる独特の方法で薬物使用者を処遇している。その特徴の一つは、薬物使用は公衆衛生上の問題という認識である。米国や日本の薬物使用者に刑罰を加えるアプローチと異なり「薬物依存は病気である」という認識が政策の基礎にある。・・・薬物が悪いものであり、その使用が問題だということは論を待たない。しかし、それが刑事的悪なのか公衆衛生上の悪なのかといったことを私たちはもう少し真剣に考え議論してもいいかもしれない。薬物をやめられないことが問題なら必要なのは刑事処分ではなく、医療的処置であるとも考えられるからである。

平成 23 年 1 月 26 日

障がい者制度改革推進会議本部

本部長 菅 直人 様

推進会議担当室長 東 俊裕 様

「障害者基本法」の抜本改正と推進会議「第二次意見」

— 障害者権利条約批准への第一歩として —

意見表明

財団法人日本ダウン症協会

東京都新宿区西早稲田 2-2-8

理事長 玉井邦夫

「障害者基本法」抜本改正の第二次意見として財団法人日本ダウン症協会を代表し、現在までの推進会議の論議動向を踏まえて、以下のように意見を述べさせていただきます。

【基本理念について】

- ・ 保護の対象から権利の主体へという基本的な改革の理念は、障害の種別を問わず堅持されなければならない。
- ・ そのための中心概念のひとつとなっている自己決定については、すでに第二次案においても「単に本人が決めたから良い、という単純な課題ではない」という認識が示されている。この点は知的障害を含む発達障害当事者にとって決定的とも言える意義を持っている。同時に、この点は技術的・制度的にも多くの課題を有するものであり、差別禁止規定や属性への配慮と併せて、恒常的に検証と見直しが保証されていく制度設計でなければならない。
- ・ 「障害の社会モデル」「自立」という鍵概念についても、上記の指摘と密接に関連する。そもそも、旧来の障害者施策の根底にあったのは、一度障害者（児）と認定された人は生涯にわたって障害者であるというモデルであり、このモデルへの抜本的な改革であることを認識すれば、改革推進会議の理念を制度として定着させるためにはあらゆる領域のヒューマンサービスの形態や必要性判定の基準を根本的に改正することが必要とされると考えなければならない。ダウン症には、知的、精神、身体各障害を含む場合が多く、各

障害に共通する政策が必要であり、一つの障害が解消すればその後の支援の必要性がなくなるというような短絡的な制度であってはならない。

【教育制度について】

- ・現状では、ダウン症のある子どもを通常の学級で受け入れる地域は限られており、多くの地域においては、地域の学校の通常の学級への就学を希望した場合、親の付き添いを強要されたり、特別支援学級や特別支援学校への転学を勧められている。

就学先の決定は本人・保護者の意思に反しないことを原則とし、通常の学級に就学した場合には合理的配慮や必要な支援が提供されるべきであるとする障がい者制度改革推進会議の意見に強く賛同する。

- ・インクルーシブな教育制度の提言については、基本的人権としての主張と、教育権・学習権の確保という主張とがともすれば衝突するかのような論議がなされてきた。インクルーシブという考え方が「障害をもつ子どもの教育の改革」という視点に留まる限り、この対立は十分な解決を見ることはないと考える。インクルーシブ教育を真に実現するために、教育制度については、基本的人権の観点からの大原則を定めた上で、別の部会において継続的な検討を必要としていると考える。

【地域生活について】

- ・医療、保健、福祉の領域においては、発達障害・知的障害という認定を受けた人が、必ずしもその障害領域でのみニーズを抱える人生に留まるとは限らないという認識を明確にすべきである。この点は総合福祉法の検討において具体化されていくことを望む。
- ・生活基盤に係る領域に関しては、平等の権利を守るために、ダウン症においても、特性と個人差を踏まえた理解に基づき、可能な限り自己決定の権利を満足できる支援サービス、具体的には医療・教育・福祉等のサービスへの橋渡しを担うパーソナル・アシスタント等の制度を創設することや、そのための人材育成を含めた対策が講じられなくてはならない。

以上

知的障害者等の意思決定支援制度化への提言

平成23年2月4日

NPO法人 東京都発達障害支援協会

理事長 柴田洋弥

私たちは、東京都内において知的障害児者への支援を行う施設・事業所の団体です。

現在、障がい者制度改革推進会議および同総合福祉部会で、障害者制度改革について審議されています。国連障害者権利条約に基づき、障害者を保護の対象から権利の主体へと変革するという基本的な方向性については、それを支持し、改革に期待します。

しかし知的障害者等の意思決定支援については、現在示されている改革案においてきわめて不十分であると言わざるを得ません。

ここに私たちの考え方を提言し、改革の中に位置づけられるよう要望します。

●知的障害者等と意思決定支援

○わが国の法律に「知的障害」についての定義はありませんが、一般に「知能指数が概ね70以下で、18歳以前に発症し、生活適応困難を伴う状態」とされています（アメリカにおける「精神遅滞」の定義に拠る）。「知的障害者」には、身体障害や自閉症等と知的障害を合併している人も含めます。19歳以後に発症する場合は「高次脳機能障害」と呼ばれますが、支援の必要性についてはほぼ同じなので、それを含めて「知的障害者等」と言うことにします。

○どんなに最重度といわれる知的障害者等でも、その人なりの意思があります。また、わずかに表現された意思を尊重して支援することによって、その人はますます自信をもって、はっきりと表現するようになります。

○知的障害者等の当面の意思や行動がその人自身や周囲の人を傷つけてしまうような場合でも、支援者がその人と根気強く安心感に基づく信頼関係を築くことによって、その人も満足でき、周囲にも受け入れられるような新たな意思決定に至ります。

○このように、知的障害者等の特徴は、社会生活に当たって「意思決定への支援」を必要とすることにあります。

●障害者権利条約における意思決定支援

○障害者権利条約第12条は、次のように定めています（外務省仮訳）。

(1) 締約国は、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。

(2) 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有することを認める。

(3) 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用することができるようにするための適切な措置をとる。

○「法的能力」の行使には「意思決定支援」の必要な場合があります。第1項は知的障害者等も意思決定の権利主体であること、第2項は生活のあらゆる側面においてその意思決定が尊重されるべきこと、第3項はその意思決定に当たって必要な支援が受けられるように支援の制度を構築することが国の責務であることを示しています。

○「生活のあらゆる側面」における意思決定には、「日常生活」における意思決定と、サービス利用や財産などの「非日常的な契約時」における意思決定を含んでいます。

●非日常的な契約時における意思決定支援

○個人の意思決定は、その時々環境や人間関係との相互作用によって決まってくるのであり、その人に固定された「意思決定能力」というものではありません。成年後見制度は、本人の行為を一律に制限する制度であるため、行為の制限については最小限に限るべきであり、現在の制度は抜本的な見直しが必要です。ましてや、被後見人の公職選挙権を剥奪している現状は基本的人権の侵害であり、早期の改革を求めます。

○次に、支給決定やサービス利用計画作成・契約に当たって、本人と相談支援の専門員のみで構成される相談支援の仕組みでは、本人の意思決定支援が困難です。本人が信頼し本人のことを日常的によく理解している支援者（グループホーム・日中活動・訪問系事業・入所施設等の支援職員や家族）が、本人とともに参加して一緒に話し合う仕組みが必要です。第11回総合福祉部会における「相談支援・支給決定作業チーム」報告はこの点を欠落していますので、再検討を求めます。

●日常生活における意思決定支援

○重要なのは、「何を食べ、何を着るか」というような身近に関することから社会参加まで、日常生活において行う意思決定です。

○日常生活における意思決定支援を担っているのは、グループホーム・日中活動・訪問系事業・入所施設等の支援職員やともに暮らす家族です。自立生活を支援するための個別的な日常生活支援職員（パーソナルアシスタント）が制度化されれば特に大きな役割を担うこととなるでしょうが、そのみがこの支援を担うわけではありません。

○知的障害者等にとっては、この日常生活における意思決定支援こそが最も重要です。私たちはそれを「本人中心の支援」として究明してきました。特に、本人の意思と支援者の意思が互いに影響を与えあうこと、安心と信頼に基づく相互関係の中から本人の新しい意思が生まれることを明らかにしてきました。

○措置制度の時代の知的障害者福祉法では、「指導・訓練」することが支援職員の役割とされてきました。障害者自立支援法では「入浴・排せつ・食事の介護」をすることが支援職員の役割とされています。しかし、今構築されようとしている新たな法制度において、知

的障害者等に関しては「指導」でも「介護」でもなく、「意思決定支援」が支援職員の果たす役割として明確に位置づけられるべきです。

○しかし、障がい者制度改革推進会議第二次意見書においても、また第11回総合福祉部会相談支援・支給決定作業チームの報告書においても、知的障害者等へのこの「日常生活における意思決定支援」については、全く考慮されていません。私たちは、このことについて再検討を行うよう、強く求めます。

●知的障害者等の人的支援の重要性

○知的障害者等への意思決定支援は、金銭や補助具で代用することはできません（補助具については活用することはありますが、人的支援が前提です）。ここに、知的障害者等の支援サービス必要度の高い理由があります。障害者自立支援法により三障害の支援制度が統合されるとサービス利用者の約6割を知的障害者が占めている結果となった理由もここにあり、今まで入所施設の利用率が高かった理由も、またグループホームというような特殊な制度を必要とする理由も、ここにあり、ここにあり。

○今後は、個別的な日常生活支援職員の制度化や、多くの支援を必要とする知的障害者等の生活可能なケアホームの制度化が必要です。またわが国の現状では、機能を明確化しつつ入所施設を今後も活用しなければならず、手薄な入所施設の支援職員配置を改革して利用者が地域の日中活動に参加できる体制を整えると同時に、地域生活の基盤を早急に整備して地域移行を推進すべきです。

以上、ここに提言します。

(東京都発達障害支援協会事務局)

〒185-0021 東京都国分寺市南町 2-11-14-3F

電話 042-300-1366

Eメール t-gojyo@eos.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.t-shien.jp/index.html>

ホームページ <http://www.t-shien.jp/index.html>

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について

〔平成 22 年 6 月 29 日〕
閣 議 決 定

政府は、障がい者制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成 22 年 6 月 7 日）（以下「第一次意見」という。）を最大限に尊重し、下記のとおり、障害者の権利に関する条約（仮称）（以下「障害者権利条約」という。）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものとする。

記

第 1 障害者制度改革の基本的考え方

あらゆる障害者が障害のない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域において自立した生活を営む主体であることを改めて確認する。

また、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるものとの視点に立ち、障害者やその家族等の生活実態も踏まえ、制度の谷間なく必要な支援を提供するとともに、障害を理由とする差別のない社会づくりを目指す。

これにより、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図る。

第 2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

第一次意見の第 3 を踏まえ、以下のとおり障害者制度改革の推進を図るものとする。

1 基礎的な課題における改革の方向性

(1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、日常生活や社会生活を営めるよう留意しつつ、障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援

の充実、及び平等な社会参加を柱に据えた施策を展開するとともに、そのために必要な財源を確保し、財政上の措置を講ずるよう努める。また、障害者に対する虐待のない社会づくりを目指す。

(2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

上記第1の「障害者制度改革の基本的考え方」を踏まえ、障害の定義を見直すとともに、合理的配慮（障害者権利条約に定めるものをいう。以下同じ。）が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話及びその他の非音声言語の定義を明確化し、法整備も含めた必要な措置を講ずる。

2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正や改革の推進体制について、第一次意見に沿って、障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加、改革の集中期間（「障がい者制度改革推進本部の設置について」（平成21年12月8日閣議決定）に定めるものをいう。以下同じ。）内における改革の推進等を担う審議会組織の設置や、改革の集中期間終了後に同組織を継承し障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等も含め、必要な法整備の在り方を検討し、平成23年常会への法案提出を目指す。

(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別による人権被害を受けた場合の救済等を目的とした法制度の在り方について、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成25年常会への法案提出を目指す。

これに関連し、現在検討中の人権救済制度に関する法律案についても、早急に提出ができるよう検討を行う。

(3) 「障害者総合福祉法」（仮称）の制定

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け、第一次

意見に沿って必要な検討を行い、平成 24 年常会への法案提出、25 年 8 月までの施行を目指す。

3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

以下の各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、横断的課題の検討過程や次期障害者基本計画の策定時期等も念頭に置きつつ、改革の工程表としてそれぞれ検討期間を定め、事項ごとに関係府省において検討し、所要の期間内に結論を得た上で、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 労働及び雇用

- 障害者雇用促進制度における「障害者」の範囲について、就労の困難さに視点を置いて見直すことについて検討し、平成 24 年度内を目途にその結論を得る。
- 障害者雇用率制度について、雇用の促進と平等な取扱いという視点から、いわゆるダブルカウント制度の有効性について平成 22 年度内に検証するとともに、精神障害者の雇用義務化を図ることを含め、積極的差別是正措置としてより実効性のある具体的方策を検討し、平成 24 年度内を目途にその結論を得る。
- いわゆる福祉的就労の在り方について、労働法規の適用と工賃の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会（以下「総合福祉部会」という。）における議論との整合性を図りつつ検討し、平成 23 年内にその結論を得る。
- 国及び地方公共団体における物品、役務等の調達に関し、適正で効率的な調達の実施という現行制度の考え方の下で、障害者就労施設等に対する発注拡大に努めることとし、調達に際しての評価の在り方等の面から、障害者の雇用・就業の促進に資する具体的方策について必要な検討を行う。
- 労働・雇用分野における障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するための措置、これらに関する労使間の紛争解決手続の整備等の具体的方策につい

て検討を行い、平成 24 年度内を目途にその結論を得る。

- 障害者に対する通勤支援、身体介助、職場介助、コミュニケーション支援、ジョブコーチ等の職場における支援の在り方について、平成 23 年内を目途に得られる総合福祉部会の検討結果等を踏まえ、必要な措置を講ずる。

(2) 教育

- 障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成 22 年度内に障害者基本法の改正にもかかわる制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。
- 手話・点字等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、手話に通じたいろろ者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員等の確保や、教員の専門性向上のための具体的方策の検討の在り方について、平成 24 年内を目途にその基本的方向性についての結論を得る。

(3) 所得保障等

- 障害者が地域において自立した生活を営むために必要な所得保障の在り方について、給付水準と負担の在り方も含め、平成 25 年常会への法案提出を予定している公的年金制度の抜本的見直しと併せて検討し、平成 24 年内を目途にその結論を得る。
- 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）の附則において、給付金の支給対象とならなかった在日外国人障害者等に対する福祉的措置の検討規定が設けられており、この法律附則の検討規定に基づき、立法府その他の関係者の議論を踏まえつつ検討する。
- 障害者の地域における自立した生活を可能とする観点から、障害者の住宅確保のために必要な支援の在り方について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成 24 年内にその結論を得る。

(4) 医療

- 精神障害者に対する強制入院、強制医療介入等について、いわゆる「保護者制度」の見直し等も含め、その在り方を検討し、平成 24 年内を目途にその結論を得る。
- 「社会的入院」を解消するため、精神障害者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に係る体制の整備について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成 23 年内にその結論を得る。
- 精神科医療現場における医師や看護師等の人員体制の充実のための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成 24 年内を目途にその結論を得る。
- 自立支援医療の利用者負担について、法律上の規定を応能負担とする方向で検討し、平成 23 年内にその結論を得る。
- たん吸引や経管栄養等の日常における医療的ケアについて、介助者等による実施ができるようにする方向で検討し、平成 22 年度内にその結論を得る。

(5) 障害児支援

- 障害児やその保護者に対する相談や療育等の支援が地域の身近なところで、利用しやすい形で提供されるようにするため、現状の相談支援体制の改善に向けた具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成 23 年内にその結論を得る。
- 障害児に対する支援が、一般施策を踏まえつつ、適切に講じられるようにするための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成 23 年内にその結論を得る。

(6) 虐待防止

- 障害者に対する虐待防止制度の構築に向け、推進会議の意見を踏まえ、速やかに必要な検討を行う。

(7) 建物利用・交通アクセス

- 「交通基本法」（仮称）の制定と関連施策の充実について、推進会議の意見を踏まえ、平成 23 年常会への法案提出に向け検討する。
- 地方における公共施設や交通機関等のバリアフリー整備の促進等のため、整備対象施設の範囲の拡大や数値目標の設定等も含め、必要な具体的方策を検討し、平成 22 年度内を目途にその結論を得る。
- 公共施設や交通機関等における乗車拒否や施設及び設備の利用拒否に関する実態を把握した上で、その結果を踏まえ、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の検討と併せて、合理的配慮が確保されるための具体的方策について検討する。

(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障

- 障害の特性に配慮した方法による情報提供が行われるよう、関係府省が連携し、技術的・経済的な実現可能性を踏まえた上で、必要な環境整備の在り方について、障害当事者の参画も得つつ検討し、平成 24 年内にその結論を得る。
- 放送事業者における現状の対応状況、取組の拡充に係る課題等を踏まえ、平成 22 年度内に、災害に関する緊急情報等の提供について、放送事業者に対する働きかけ等の措置を検討する。
- 国・地方公共団体による災害時の緊急連絡について、あらゆる障害の特性に対応した伝達手段が確保されるための具体的な方策の在り方について検討し、平成 24 年内にその結論を得る。

(9) 政治参加

- 障害者が選挙情報等に容易にアクセスできるよう、点字及び音声による「選挙のお知らせ版」について、今年執行予定の参議院選挙において全都道府県での配布を目指す。政見放送への字幕・手話の付与等については、関係機関と早急に検討を進め、平成 22 年度内にその結論を得る。
- 投票所への困難なアクセスや投票所の物理的バリア等を除

去するための具体的方策として、投票所への移動が困難な選挙人の投票機会の確保に十分配慮するとともに、今年執行予定の参议院選挙において、投票所入り口の段差解消割合が100%(人的介助を含む。)となるよう、市町村選挙管理委員会の取組を促す。

(10) 司法手続

- 刑事訴訟手続において、あらゆる障害の特性に応じた配慮がされるための具体的方策について検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。
- 司法関係者(警察官及び刑務官を含む。)に対する障害に関する理解を深める研修について、障害者関係団体の協力を得つつ、その一層の充実を図る。

(11) 国際協力

- 障害者の地位の向上に資する政府開発援助の在り方について、政府開発援助大綱への障害者の明示的な位置付けの要否を含め、必要な検討を行い、次期政府開発援助大綱の改定の際にその結論を得る。
- 現行の「アジア太平洋障害者の十年」以降のアジア太平洋経済社会委員会を中心としたアジア太平洋における障害分野の国際協力について、引き続き積極的に貢献する。